

運航委託契約書

第一部 1/1

	船主(以下「委託者」という)	
	運航者(以下「受託者」という)	
船舶表示	船名	
	総トン数	トン
	製造年月	年 月
	夏期積載総重量トン数	トン
	定期検査期日	年 月 日
	中間検査期日	年 月 日
委託期間	委託開始の日より向う 間、ただし配船の都合により 日間 伸縮受託者任意	
委託開始期日	年 月 日より 年 月 日まで	
委託開始場所	港	港間
委託終了場所	港	港間
通知義務	委託者は委託開始場所及び予定日を、また受託者はその終了場所及び予定日をそれぞれ 日前までに相手方に通知のこと	
就航区域		
運航委託手数料	総運賃収入の	%
仲裁地	<input type="checkbox"/> 東京・ <input type="checkbox"/> 神戸	
本契約特約条項		

上記 欄記載の委託者と上記 欄記載の受託者とは、本契約書第一部及び第二部の条項に基づき運航委託契約を締結する。本契約を証するため本書2通を作成し各自署名(記名)捺印の上、互いに1通を保有する。

年 月 日

委託者

受託者

仲介人

第1条【堪航能力】

本船の堪航能力欠如より生じる一切の責任は、委託者に帰属する。

第2条【配船運営】

1. 受託者は、積荷の選択、配船、運賃の取決め、燃料契約並びに積地、揚地及び寄港地における代理店、船内作業員その他本船の運航に関連する一切の手配を受託し、委託者の危険と費用により善良な管理者の注意をもって有利運航に当る。
2. 受託者は、委託者の依頼により、船員雇用、船舶保険、船舶修理、船用品等に関する事務の全部又は一部を代行することができる。

第3条【運送契約】

受託者は、委託者のために、自己の名において本船の運送契約を締結する。この場合、受託者は、各航海毎にその運送契約書の写しを委託者に送付しなければならない。

第4条【航行及び貨物に関する制限】

受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得なければ、本船を第一部 欄記載の就航区域外又は戦争擾乱その他一般航海者が危険と認める区域に使用し、若しくは戦時禁制品その他の危険品（3月1日より6月30日までの期間における印度石炭を含む）及び特に定める貨物を積載することはできない。ただし、割増保険料を要しない範囲内における危険品の積載は、受託者任意に決定することができる。この場合、受託者は、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

第5条【検査及び入渠】

本契約期間中の本船の法定検査及び合ドックに関する場所及び時期については、当事者において協議する。

第6条【費用並びに精算】

1. 委託者は、本船運航に関する費用及び運航委託手数料を負担する。
2. 受託者は、本船運航による運賃、滞船料等を遅滞なく收受し、燃料代、港費、早出料その他の運航費を支払い、その収支計算は、各航海終了毎に委託者に対して精算する。

第7条【手数料】

委託者は、受託者に対して第一部 欄記載の委託手数料を支払う。ただし、仲介、集貨及び荷捌手数料は、委託手数料と関係なく委託者において負担する。

第8条【保険】

本船に関する運賃、燃料及び希望利益保険等は、委託者に代わり受託者がこれを付保することができる。

第9条【クレーム及び訴訟】

本船及び積荷に関するクレーム及び訴訟の解決については、受託者は、委託者のために最善の努力

を尽くさなければならない。

第 10 条【船荷証券】

1. 受託者は、船荷証券発行の必要がある場合は、船長に代わって受託者所定の船荷証券を発行し得るものとし、かつ、その回収をなす責を負う。
2. 受託者の指図により船長が船荷証券を発行した場合もまた同様である。

第 11 条【強制使用】

1. 本船が日本国政府に強制使用されたときは、受命者は遅滞なくその旨を相手方に通知し、委託者の名義をもってこれに応ずるものとする。
2. 前項の強制使用期間は、本契約期間に算入する。

第 12 条【本船の売却譲渡】

委託者が本契約期間中に本船を第三者に売却譲渡しようとする場合には、あらかじめ受託者に通知しなければならない。

第 13 条【契約違反】

当事者の一方が本契約に違反したときは、相手方は、直ちに契約を解除することができる。この場合、違約者は、よって生じる一切の損害金を相手方に支払わなければならない。

第 14 条【仲裁】

1. 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は社団法人日本海運集会所に仲裁を付託し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。
2. 仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、仲裁付託時に施行されている社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の仲裁規則による。